

社 援 発 0 3 3 0 第 7 8 号
令 和 5 年 3 月 3 0 日

都道府県知事
指定都市市長
各 中核市市長 殿
関係団体の長
地方厚生（支）局長

厚生労働省社会・援護局長
(公 印 省 略)

「社会福祉士実習指導者講習会及び介護福祉士実習指導者講習会の実施について」の一部改正について

標記「社会福祉士実習指導者講習会及び介護福祉士実習指導者講習会の実施について」（平成 20 年 11 月 11 日付社援発第 1111003 号）を別紙新旧対照表のとおり改正する。

新 旧 対 照 表

改正	現行
<p style="text-align: right;">社援発第1111003号 平成20年11月11日</p> <p style="text-align: right;">(最終改正) <u>社援発 0330 第 78 号</u> <u>令和 5 年 3 月 30 日</u></p> <p>各 都道府県知事 指定都市市長 中核市市長 殿 関係団体の長 地方厚生(支)局長</p> <p style="text-align: right;">厚生労働省社会・援護局長</p> <p>社会福祉士実習指導者講習会及び介護福祉士実習指導者講習会の実施について</p> <p>社会福祉士実習指導者講習会及び介護福祉士実習指導者講習会(以下「実習指導者講習会」という。)については、社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則第三条第一号ワ、社会福祉士介護福祉士学校指定規則第三条第一号ワ及び社会福祉に関する科目を定める省令第四条第七号に規定する厚生労働大臣が別に定める基準(平成20年厚生労働省告示第518号)及び社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則第五条第十四号ロ及び社会福祉士介護福祉士学校指定規則第五条第十四号ロに規定する厚生労働大臣が別に定める基準(平成20年厚生労働省告示第519号)(以下「基準告示」という。)により定められているところであるが、さらに具体的な運用基準を示すため、今般、別添1のとおり社会福祉士実習指導者講習会実施要領を、別添2のとおり介護福祉士実習指導者講習会実施要領を定め、実習指導者講習会の実施に当たっては、基準告示によるほか、これらの要領によることとし、平成21年4月1日から施行することとしたので参考までに通知する。</p>	<p style="text-align: right;">社援発第1111003号 平成20年11月11日</p> <p style="text-align: right;">(最終改正) <u>社援発 0306 第 27 号</u> <u>令和 2 年 3 月 6 日</u></p> <p>各 都道府県知事 指定都市市長 中核市市長 殿 関係団体の長 地方厚生(支)局長</p> <p style="text-align: right;">厚生労働省社会・援護局長</p> <p>社会福祉士実習指導者講習会及び介護福祉士実習指導者講習会の実施について</p> <p>社会福祉士実習指導者講習会及び介護福祉士実習指導者講習会(以下「実習指導者講習会」という。)については、社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則第三条第一号ワ、社会福祉士介護福祉士学校指定規則第三条第一号ワ及び社会福祉に関する科目を定める省令第四条第七号に規定する厚生労働大臣が別に定める基準(平成20年厚生労働省告示第518号)及び社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則第五条第十四号ロ及び社会福祉士介護福祉士学校指定規則第五条第十四号ロに規定する厚生労働大臣が別に定める基準(平成20年厚生労働省告示第519号)(以下「基準告示」という。)により定められているところであるが、さらに具体的な運用基準を示すため、今般、別添1のとおり社会福祉士実習指導者講習会実施要領を、別添2のとおり介護福祉士実習指導者講習会実施要領を定め、実習指導者講習会の実施に当たっては、基準告示によるほか、これらの要領によることとし、平成21年4月1日から施行することとしたので参考までに通知する。</p>

<p>別添 1</p> <p style="text-align: center;">社会福祉士実習指導者講習会実施要領</p> <p>1 (同右)</p> <p>2. 講習会実施の届出</p> <p>(1) (同右)</p> <p>(2) 講習会の実施者は、当該講習会の修了後、速やかに様式 2 による講習会修了者名簿を地方厚生 (支) 局長へ届け出ること。 なお、実施者の側にあっても、受講生からの事後的な照会等に対応できるよう、講習会修了者名簿を適切に管理しておくこと。</p> <p>(3) (同右)</p> <p>3～7 (同右)</p> <p>様式 1 (同右)</p>	<p>別添 1</p> <p style="text-align: center;">社会福祉士実習指導者講習会実施要領</p> <p>1 (略)</p> <p>2. 講習会実施の届出</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 講習会の実施者は、当該講習会の修了後、速やかに様式 2 による講習会修了者名簿を地方厚生 (支) 局長へ届け出ること。 なお、実施者の側にあっても、受講生からの事後的な照会等に対応できるよう、講習会修了者名簿を適切に管理しておくこと。</p> <p>(3) (略)</p> <p>3～7 (略)</p> <p>様式 1 (略)</p>
--	---

様式 2

社会福祉士実習指導者講習会修了者名簿

実施主体：_____

No.	氏名	受講開始 年月日	受講修了 年月日	備考

様式 2

社会福祉士実習指導者講習会修了者名簿

実施主体：_____

No.	氏名	性別	受講開始 年月日	受講修了 年月日	備考

別添2

介護福祉士実習指導者講習会実施要領

1 (同右)

2. 講習会実施の届出

(1) (同右)

(2) 講習会の実施者は、当該講習会の修了後、速やかに様式2による講習会修了者名簿を地方厚生(支)局長へ届け出ること。

なお、実施者の側にあっても、受講生からの事後的な照会等に対応できるよう、講習会修了者名簿を適切に管理しておくこと。

(3) (同右)

3～7 (同右)

様式1 (同右)

別添2

介護福祉士実習指導者講習会実施要領

1 (略)

2. 講習会実施の届出

(1) (略)

(2) 講習会の実施者は、当該講習会の修了後、速やかに様式2による講習会修了者名簿を地方厚生(支)局長へ届け出ること。

なお、実施者の側にあっても、受講生からの事後的な照会等に対応できるよう、講習会修了者名簿を適切に管理しておくこと。

(3) (略)

3～7 (略)

様式1 (略)

様式 2

介護福祉士実習指導者講習会修了者名簿

実施主体：_____

No.	氏名	受講開始年 月日	受講修了年 月日	備考

様式 2

介護福祉士実習指導者講習会修了者名簿

実施主体：_____

No.	氏名	性別	受講開始 年月日	受講修了 年月日	備考

